

久喜市教育委員会令和7年6月定例会

開催月日 令和7年6月24日（火曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時26分

久喜市教育委員会令和7年6月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
 - 書記の指名
 - 会議時間の決定
 - 第 2 前回会議録の承認
 - 第 3 教育長報告
 - ア 令和7年度久喜市一般会計補正予算（第4号）（案）に係る意見聴取について
 - イ 久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申について
 - ウ 久喜市立小・中学校における教育データ利活用に関するガイドラインの改訂について
 - エ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - オ 久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について
 - 第 4 議事
 - 議案第30号 学校閉庁日の変更及び令和7年度における特例について
 - 議案第31号 久喜市立図書館運営審議会への諮問について
 - 議案第32号 久喜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第33号 久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項等の一部を改正する告示について
 - 議案第34号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
 - 第 5 その他
 - 次回定例会について
- 配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 川 和 男
教育部副部長 木 村 明 信
参事兼学校施設課長 甲 田 栄 二
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼生涯学習課長 山 田 知加子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁
学校給食課主幹 佐 藤 純 子

教育総務課

課長補佐兼係長 相 園 浩 一
主任 宮 道 未 央

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆さん、こんにちは。今年、関東地方は6月上旬に梅雨入りをしましたけれども、その後急激に気温が上昇し、猛暑の日が先日まで続いていました。まだ暑さに慣れない時期ですので、熱中症の危険が一段高まると言われております。小・中学校はもちろん高齢者大学、公民館活動など様々な生涯学習におきましても、熱中症対策をしっかりとって夏の時期の活動を進めていただくようお願いいたします。

この時期、中学校では修学旅行が、また来月には小学校の林間学校が予定されております。一生の思い出に残る貴重な宿泊を伴う体験の機会であります。子どもたちの成長にとってかけがえのない財産となることを願っています。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和7年6月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。

教育長報告エ及びオにつきましては、人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告エ及びオにつきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、宮道主任をお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和7年5月21日に開催いたしました令和7年5月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからオの5件であります。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第4号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 教育長報告ア、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第4号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和7年6月定例会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして、5月22日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

なお、補正予算（案）の内容につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

初めに、教育総務課所管分についてご説明申し上げます。

補正予算書の16ページ、17ページを御覧ください。13款諸支出金、1項基金費、3目育英資金基金費、事業名1、育英資金基金積立事業4万1,000円の増額でございます。内容といたしましては、育英資金基金の運用によりまして、利率が当初の予定よりも上昇しておりますことから、利子分の積立金を増額するものでございます。財源につきましては、全額財産収入の利子及び配当金を充当しております。

以上が、教育総務課が所管する補正予算（案）の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） それでは、教育長報告アのうち学校施設課の所管部分につきましてご説明いたします。

補正予算（案）の14ページ、15ページをお開きください。歳出でございます。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、事業名2、小学校維持管理事業、補正額7,515万8,000円の増額でございます。内訳でございますが、12節委託料6,818万8,000円の増額、14節工事請負費697万円の増額でございます。内容といたしまして、委託料は栗橋小学校の特別教室棟と東鷲宮小学校の校舎の外壁改修工事の設計業務、旧上内小学校を含む全22校の自家用電気工作物の保守点検で指摘を受けているうちの改修工事の設計業務、学校内の分電盤に高濃度PCB含有の機器が使用されている可能性があることから、その調査及び処分を行う業務の委託料でございます。工事請負費につきましては、PCB含有調査の結果、機器を交換する場合の工事費でございます。

続きまして、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、事業名2、中学校維持管理事業、補正額741万7,000円の増額でございます。内訳でございますが、12節委託料282万3,000円の増額、14節工事請負費459万4,000円の増額でございます。内容といたしましては、委託料及び工事請負費ともに小学校費と同じく、PCB含有物の処分に係るものでございます。

学校施設課からは以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 学校給食課主幹。

○**学校給食課主幹（佐藤純子）** 続きまして、学校給食課所管分につきましてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。10ページ、11ページをお開きください。20款諸収入、5項雑入、3目雑入、4節雑入、20細節、保健体育費雑入、補正額20万円の増額でございます。こちらは、公益財団法人埼玉県学校給食会から、食に関する指導を積極的に推進するための調査研究などの取組に対し、事業費が交付されるものでございます。当該助成金を活用した事業といたしまして、図書館と連携したおはなし給食の実施、給食センターを一般開放するイベントの開催及び小学校に調理の様子をライブ配信することなどを計画しております。

次に、歳出でございます。16ページ、17ページをお開きください。10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費、事業番号4、学校給食運営事業、10節需用費、補正額10万3,000円、17節備品購入費9万7,000円の増額でございます。内容につきましては、先ほど歳入で説明いたしました交付金を活用した事業に係る需用費及び備品購入費を増額するものでございます。

学校給食課からの説明は以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 指導課所管分についてご説明いたします。

予算書14ページ、15ページを御覧ください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、3節会計年度任用職員給与費、補正額1,480万4,000円の減額です。当初予算では、国と県の補助金の活用を見込み、中学校全校の校内教育支援センターに指導員を配置

する予定でしたが、県の当初予算において市の当該補助金が計上されず、それに伴い国の補助も受けることができないことから、補助相当額分の7名分を減額したものです。これに関連して歳入も減額しております。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、8節教職員研修事業、補助額89万9,000円の増額です。1人1台端末やクラウド環境を活用した効果的な教育実践による教育活動高度化の実現のため、国のリーディングDXの事業を活用し、指定校における公開授業や先進自治体への視察を行うものです。これに関連して歳入を増額しております。

指導課所管分については以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 続きまして、生涯学習課所管分でございます。

補正予算書は14ページ、15ページを御覧ください。10款教育費、5項社会教育費、5目図書館費、事業番号2、図書館管理運営事業3,407万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、委託料として工事監理業務委託料71万5,000円、改修工事費といたしまして3,336万3,000円でございます。鷺宮図書館・郷土資料館中央監視装置は、空調、給水、放送、火災報知設備などの制御、監視をするための装置でございます。平成9年の開館当時から更新しておらず、老朽化が進行するとともに修繕備品の製造も既に終了しております。このため当該装置が故障した場合は、長期閉館をせざるを得ない可能性がありますことから、早急に工事に着手するべく所要の委託料及び工事請負費を計上したものでございます。

生涯学習課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 文化振興課所管分についてご説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。10ページ、11ページを御覧いただきたいと存じます。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、こちらの細節の5、本多静六博士顕彰事業基金利子5,000円の増額でございます。こちらにつきましては、金利が当初見込んだ利率より高い利率に変更したことによる増額とするものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。16ページ、17ページを御覧いただきたいと存じます。13款諸支出金、1項基金費、5日本多静六博士顕彰事業基金費、事業名、本多静六博士顕彰事業基金積立事業でございます。先ほど歳入のほうで、金利が当初見込んだ利率より高い利率に変更したことにより、増額補正させていただきましたが、併せて充当先でございますこちらの積立事業につきましても増額させていただくものでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

山中委員。

○委員（山中大吾） 前に説明していただいていたら申し訳ないのですが、PCBの調査と、収集運搬委託ということで先ほど説明があったのですが、PCBは、ポリ塩化ビフェニルの略ですよ。学校で使われている、今回廃棄するものは具体的にどんなものなのか、教えていただければと思います。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） 学校のPCBにつきましては、一般的には照明器具の安定器に入っているものが高濃度PCBになっております。そちらにつきましては、平成12年当時に埼玉県から県内一斉に通知がされているということで、そちらにつきましては点検して撤去、保管して、令和2年度に廃棄処分が完了しているところでございます。今回の補正予算に上げているものにつきましては、キュービクルのほうから施設の中に入り、廊下や階段の壁に、各階のフロアに分電する盤がございまして、全てではないのですが、その分電盤の中にコンデンサが入っている可能性があり、そのコンデンサの中に絶縁油であるPCBが含有している可能性があるということで、その疑いがあるコンデンサがどの程度あるのか、まず調査をさせていただき、調査の結果、入っていなければ工事は発生しないのですが、入っているとされた場合、それを交換のために撤去し、新しいものを設置するものになります。その後は、JESCOという国が出資する処分事業者まで、運搬して処分していただくのですが、北海道のほうにあるので、運搬と処理費が業務委託料として必要になります。この高濃度PCBというのは、今年度中に処分しなければいけないというタイトなスケジュールになりますので、今回、調査と運搬と処理の全ての予算を計上させていただいております。ですので、直ちに子どもたちに危害が加わるような状況ではございません。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） ありがとうございます。今後、蛍光灯が全面廃止になっていくということで、製造が中止されるとLED化していくと思うのですが、今後どういう形で進むのか、もしお分かりになれば教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） 未確定で内部的な調整の段階なのですが、市全体として、公共施設でLED化しようという流れがございまして。環境課がメインで動いているのですが、その中では令和11年度に教育、学校施設についてはLED化するという計画になっております。ただ、今、内部的に時期を早められるかどうかの調整を進めているところでございます。電灯が暗いですとか壊れてしまったというタイミングの修繕のときには、LED化にするということでもあります。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（山中大吾） 分かりました。ありがとうございました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） 指導課分の校内教育支援センターの指導員に係る減額補正について伺います。当初予算では指導員が20人ということでしたが、今回7人分を減らして13人ということで、当初より3分の2に減るわけですが、これによって不登校児童生徒への学習支援や相談支援への影響はどのようなのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 20人分を13名にしたうちの10名は、学校外にある教育支援センターの指導員になります。ですので、校内教育支援センター全校10校に配置しようとしていたものは3名となりました。昨年度も市で予算を取っていただいて2名配置しておりましたので、今年度は、昨年度配置していた久喜中学校と鷺宮東中学校と、不登校支援を行っている鷺宮中学校に配置をしたところです。それ以外の7校については、校内教育支援センター自体は設置をしておりますので、昨年度と同様に、教職員が空き時間を利用して、時間割をうまく組んで運用をしております。今後、国については補助があるということも聞いておりますので、改めてまた県に要望しながら、全校に配置ができるように進めていければと考えているところです。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） そうしますと、今回の減額補正による大きな影響はないという理解でよろしいでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 昨年度と同様の形での運営はできているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 今回、会計年度任用職員は採用していなかったということでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） その7名については、採用はしておりませんでした。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 別の質問になります。予算書の14、15ページの鷺宮図書館・郷土資料館中央監視装置改修工事に関係してですが、これは今現在、支障は出ているのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（山田知加子） 現時点で大きな故障や不具合というのは見受けられませんが、定期点検の中で大分老朽化が進んでいるという報告を受けておまして、その説明としては、例えば急な停電などがあったときに復旧が難しいという可能性が出てきていますというお話でした。修繕の必要が早急にあると考えて、このたびの予算計上とさせていただきます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今までですと、6月補正というのはかなり緊急性が高い補正が多かったと思うのですが、最近は、必要に応じて9月補正を待たずに6月でも補正をすると、そういう考え方に変わってきているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育部長。

○教育部長（野川和男） 議会が通年議会になったということが一つと、国の動きもあるのですが、公共工事は、年度末は忙しく、年明けが暇になってしまう昔からの流れがありますが、公共工事の1年間平準化という動きもあります。昔のような予算取りではなく、事業者からすると年間を通して工事の平準化ができるようにという動きもありますので、世間一般的な動きだと思っています。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（渋谷克美） 分かりました。ありがとうございました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにご質問はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） それでは、教育長報告イ、久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申についてご説明申し上げます。

教育長報告の1ページを御覧ください。こちらは5月の教育委員会定例会でご議決いただきました、久喜市立砂原小学校から鷲宮西小中学校への学校選択制についての諮問に対する久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申でございます。

砂原小学校については、教室数の増加が難しい状況となっており、対策が必要である中、鷲宮西小中学校は教室に余裕があり、砂原小学校の教室不足対策に活用することは有効と考えること、また鷲宮西小中学校においても児童数の増加は活気のある学校教育に資するものと考えことから、砂原小学校から鷲宮西小中学校への学校選択制については、鷲宮西小中学校の学級編制に支障のない範囲で実施することが適当と考えるとの答申をいただいたものでございます。今後は、本答申の内容を踏まえ、久喜市立小・中学校通学区区域に関する規則の改正に向けて準備を進めてまいります。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、ウ、久喜市立小・中学校における教育データ利活用に関するガイドラインの改訂についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 本ガイドラインは、久喜市内小・中学校及び教育委員会事務局において、安全・安心に教育データを利活用するための留意事項を取りまとめたものでございます。令和6年1月に策定いたしました、令和7年3月に文部科学省から教育データ利活用に関する留意事項（第3版）が示されたことから、それに合わせて文言を修正するものです。個人情報保護法の考え方を十分に踏まえること、プライバシーの保護についての文言を追記した形となります。

修正箇所は4か所です。2ページ、1、はじめに、中段より下、「また、教育データの利活用にあたっては」の以降に「個人情報保護法の考え方を十分に踏まえ」の文言を追加いたしました。

3ページ、2、教育データ利活用の基本的な方針、(3)、「プライバシー」という文言を追加いたしました。また、「プライバシー・バイ・デザインの考え方に基づき」を追加いたしました。また、「内面の部分」の「内面」を削除いたしました。

3ページ、3、教育データ利活用にあたっての具体的措置、2行目以降、「また、プライバシー保護の仕組みを初期段階から予防的に構築し、取組全体に渡り、情報の収集（生成）から廃棄までの全ての段階で機能しているということも必要である。」という文言を追加いたしました。

8ページ、4、今後の方向性、1行目、「引き続き」という文言を追加いたしました。ガイドラインの内容、方向性は変わりません。

報告は以上となります。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** この教育データの利活用のメリットというのは大きいと思っています。一方で、多額のコストがかかることも課題だと思います。この教育データが有効に利活用されているかの検証、分析、評価、こういったものが必要だと思うのですが、これはガイドラインの最後のほうにも、「適宜、本取組を評価し、改善を行っていくものとする。」とありますが、この評価というのは実際どのような形を考えているのでしょうか。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 渋谷委員のおっしゃるとおり、分析評価をしていくことが重要だと思っておりますが、今現在、ようやく動き出したというところで、評価というところまでは十分至っていないというのが現状でございます。現在、学習履歴や児童生徒の不登校対策やいじめのアンケートなど、データを集めて、分析しています。それが成果として結びついていけば、評価の視点にも結びつくものと考えているところです。まだまだ

始まったばかりですので、効果検証についても十分に検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） まだ始まったばかりということなのですが、このガイドラインの中には事業所の支援も想定している部分が見えますが、教育データの利活用に当たりましては、例えば国や県あるいは大学、民間企業、そういったところとの連携というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 事業所の支援ということで、現在、データのプログラムを組むというところについては、素人ではできないところもございますので、企業にお願いしているところがあります。情報全てを出さずに、そのプログラムを組むことを行っているだけであります。また、大学等との連携も必要かと思いますが、一方でデータの漏えいにならないよう十分配慮しながら、慎重に取り組んでいきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） まだ始まって1年ということですが、このデータ利活用の好事例やその成果等挙げられるものはありますでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 文部科学省のデータ利活用の留意事項で、第3版の後半には事例が載っている場面もありまして、今、久喜市で取り組んでいる、先ほど例を挙げさせていただいた内容が大まかなものかと思っています。好事例になるかどうかは分かりませんが、特にいじめのアンケートや不登校対策というのは、数値的な部分から見るところもございますので、データとして活用し、次の支援につなげていければと思っています。全国的にまだ始まったばかりで、これならば、というところは具体的に全部把握できていないところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） このガイドラインの中では、活用者である児童生徒、保護者が情報提供を受けるとありますが、いつ頃から運用、つまり活用されるのか、その見込みを聞かせていただけますか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） データについて、児童生徒の学習履歴等は回収しているところです。例えば、久喜市で取り組んでいる久喜市ステップアップテストは、個票として児童生徒に提供する際に、個々に応じた復習問題を示しながら提供する仕組みを整えておりますので、こういったことが児童生徒や保護者にデータ利活用として活用されている事例だと思います。個別にデータを集めた中で、できるものから準備をしているという段階でございまして、少しずつといった仕組みになっていくと思います。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、全ての児童生徒に個に応じた教育をとということですね。くどいようですが、それが実現するというのは、いつ頃から可能でしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） いつ頃からと言われれば、今も既に進めていると捉えていただいてもよいと思います。ただ、今取り組んでいるものが完璧かという点、そうではございません。さらに、今後、データの捉え方がますます変わってきているところでもございますので、現状が完璧だとは捉えず、今後もできる形を探っていきたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） よろしいでしょうか。

○委員（渋谷克美） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告エ及びオにつきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 1時59分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告 オ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、オ、久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時03分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第30号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第30号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第30号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第30号 学校閉庁日の変更及び令和7年度における特例についての提案理由を説明させていただきます。

学校閉庁日の変更及び令和7年度における特例を、別紙のとおり決定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 議案書2ページを御覧ください。学校閉庁日の変更及び令和7年度における特例案についてご説明申し上げます。

まず、変更についてです。久喜市立小・中学校では、平成30年度から日直を置かず対外的な業務を行わない学校閉庁日を設定しております。令和7年4月に埼玉県教育委員会が、学校における働き方改革基本方針を改定し、具体的な取組として学校の閉庁日の推進を取り上げていることを踏まえ、教職員の年次有給休暇取得促進を図るため、11月14日の県民の日を学校閉庁日に加える変更を行うものです。

次に、令和7年度における特例についてでございます。令和7年7月から11月にかけて、各中学校体育館の空調設備設置工事が行われます。工事期間中は、校舎内についても停電することから、教職員の健康に留意し、令和7年度のみの特例として工事期間が勤務に重なる一部の学校について、当該期間を学校閉庁日とするものです。5校がその対象となり、1日間から4日間の工事期間における勤務日のみの設定をしております。その他の学校については、休日のみで工事が完了する見込みのため、閉庁日の設定はございません。

なお、学校閉庁日における緊急時につきましては、教育委員会指導課が窓口として対応いたします。また、久喜市ホームページ及び当該学校の学校だより等で市民、保護者に周知してまいります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第30号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 学校閉庁日の変更及び令和 7 年度における特例については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 31 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 31 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 3 ページを御覧ください。議案第 31 号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 31 号 久喜市立図書館運営審議会への諮問についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立図書館の基本的運営方針の改訂について、別紙のとおり久喜市立図書館運営審議会へ諮問したいので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 議案第 31 号 久喜市立図書館運営審議会への諮問についてご説明申し上げます。

お手元の議案書 4 ページを御覧ください。久喜市立図書館の基本的運営方針につきましては、「市民の暮らしに役立つ、市民に身近な図書館」を基本理念とし、その理念の実現に向けた方針を定めて図書館の運営やサービスなどの充実を図るため、令和 3 年 3 月に策定したものでございます。

当該方針は、令和 7 年度をもって最終年度となることから、今後の久喜市立図書館の運営やサービスなどのさらなる充実を図るため、方針の改訂が必要であると判断しております。このことから、久喜市立図書館運営審議会条例第 2 条の規定に基づき、図書館運営審議会に、当該方針の改訂につきまして諮問をするものでございます。

なお、ご承認いただけましたら、7 月下旬の会議で諮問をしまいたいと考えております。

生涯学習課からは以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 31 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 基本的運営方針の策定の流れについての確認ですが、現行の基本的運営方針につきましては、まずアンケート調査を実施して、その後、基本的運営方針の案を作成した上で審議会への諮問、そしてパブリックコメント、審議会からの答申がありましたら教育委員会での議決という段取りになっていましたが、変わらないでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 今、渋谷委員がおっしゃったスケジュールで本年度

も進めてまいりたいと考えております。

- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） そうしますと、既にアンケートを行っていると思いますが、前回のアンケートにおきましては、基本的運営方針を作成するために独自のアンケートを行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で調査が行えず、指定管理者が既に実施していたアンケート結果を用いて分析したと示されています。今回行ったアンケートの内容はどういったものでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（山田知加子） 今回は、市内の小学生、中学生、また高校生を対象にアンケートを実施しております。また、図書館利用者、実際図書館に来館されている方に向けてのアンケート、それからウェブでのアンケートも実施しております。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） そのアンケートというのは、市が独自に作ったものでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（山田知加子） 市が独自に作ったものでございます。前回から少し見直しを図っておりますが、基本的に同じ内容でお尋ねしているものでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） アンケート調査の中には、レファレンスに対する利用満足度という項目があるかと思いますが、生涯学習課で行っております調査では、レファレンスを利用したことの少ない人の数まで分母に入れて計算しているため、実際のアンケートより著しく低い数字が出てきているという例があります。今回のアンケート調査においては、この辺は考慮されたのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（山田知加子） レファレンスに関してのアンケート調査は、先ほど申しあげました小学生、中学生、高校生を対象にしたアンケートとはまた別で、図書館に来館された方、またウェブによるアンケートの集計で測定しているものでございます。渋谷委員がおっしゃいますように、実際にレファレンスを利用された方の満足度は高いものの、広くアンケートを取った集計の中からの数字ですと、約 50%という数字が出てきているという現状ではございます。今回については、まだ集計中ですので、具体的な数字は申しあげられないのですが、この数字につきましては、既に第2次久喜市総合振興計画や第3期久喜市教育振興基本計画の中でも、同じ測定の方法を取っておりますことから、一概に測定方法を変えるということは今の段階では難しいものの、ご指摘のとおり、数字に乖離が出ているということもありますので、その表記の仕方、また測定の仕方等を審議会で諮っていただければと考えております。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 今おっしゃったように、令和7年度の第3期久喜市教育振興基本計画

の実施計画を見ますと、令和5年度の実績で、満足度が47.7%、これはレファレンスを利用したことのない人も含めている数字ですが、実際にレファレンスを利用したことのある実利用満足度は94.2%、これだけ開きがあります。これはあくまでも満足度について聞いているわけですから、レファレンスを利用したことがあるか、ないか、それを聞いているのではないということです。審議会でその点をよく諮っていただけたらと思います。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） ご意見を持ち帰りまして、審議会等で検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 久喜市立図書館運営審議会への諮問については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第32号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第32号を上程し、これを議題といたします。

議案書の5ページを御覧ください。議案第32号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第32号 久喜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第32号 久喜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書の6ページから33ページ、議案参考資料1ページから29ページを御覧ください。このたびの改正は、行政手続の簡素化による市民や法人等の負担軽減、利便性を図るとともに、請求手続のオンライン化を推進するため、市長部局において請求書の押印省略に関する指針が策定されたことに伴い、関係する教育委員会規則のうち、押印を求める様式等について一括して一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。様式のうち、請求書や請求法人に係る印の表記を削除し、連絡先として電話番号の表記を追加する改正を行うとともに、これに伴うレイアウトの修正や文言整理などを行っております。

次に、附則でございます。この規則は、令和7年7月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第32号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今回の一部改正につきましては、この後の議案第33号、34号に共通する事項として、押印の廃止や性別記載の廃止などがありますが、今回の規則、要綱等で定めている様式について、特に押印についてはこのほかにもまだあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 市全体の規則、要綱などでいえば、ほかにもございますが、今回については教育に係るものということでございます。本議案については教育委員会の規則について、議案第33号と第34号の中では告示の中で、様式などで押印を求める規定を改正するものでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） これで全てということでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 教育委員会に係るものについては全てでございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいでしょうか。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 久喜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第33号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第33号を上程し、これを議題といたします。

議案書の34ページを御覧ください。議案第33号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第33号 久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項等

の一部を改正する告示についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項等の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 33 号 久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項等の一部を改正する告示についてご説明申し上げます。

議案書 35 ページから 51 ページ、議案参考資料 30 ページから 45 ページを御覧ください。このたびの改正は、先ほどの議案と同様に、関係する教育委員会告示のうち、押印を求める様式等について一括して一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。関係する教育委員会告示の様式について、請求者や請求法人に係る印の表記を削除し、連絡先として電話番号の表記を追加する改正を行うとともに、これに伴うレイアウト修正や文言整理などを行っております。

次に、附則でございます。この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 33 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 押印が廃止されると、書面の提出については、例えば電子メールや F A X でよいということでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 書面の提出方法でございますが、電子メールは、改ざん防止のため P D F 形式に限り、可となっております。また、F A X での提出は不可となっております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） F A X での提出は不可、その理由はどういうことですか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 内容が不鮮明になる可能性があるということで、F A X は不可となっております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項等の一部を改正する告示については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 34 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 34 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 52 ページを御覧ください。議案第 34 号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 34 号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 34 号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明申し上げます。

議案書 53 ページ、議案参考資料 46 ページから 47 ページを御覧ください。今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法交付金交付要綱の改正に伴う、所要の改正などを行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

第 4 条について、補助限度額に関する規定でございまして、副食費の補助限度額を月額 4,800 円から 4,900 円に改めるものでございます。また、様式について、請求書の押印省略に伴い印の表記を削除するものでございます。

次に、附則でございまして。この告示は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

説明は以上でございまして。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 34 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 副食費の補助限度額についてですが、今回も昨年度に続いて率にして 2%アップしたわけですが、この副食費に対して、米やパンなどの主食費、これにつきましては最近の米飯の高騰もあると思いますが、主食費の推移はどのようになっているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 今回の補助金については、幼稚園ごとで単価が異なりますので、具体的には分からないところもございまして、市内の私立幼稚園は栗橋百合幼稚園 1 園でございまして、そちらを例として申し上げますと、今年度の主食費は月額 3,100 円で、昨年度は月額 2,200 円と伺っております。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにご質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他、次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和 7 年 7 月 22 日火曜日、午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 3 階庁議室 1・2 で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は 7 月 22 日火曜日、時間は午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 3 階庁議室 1・2 とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 2 時 2 6 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 7 年 6 月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和7年7月22日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾